議案第30号

みやき町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改 正する条例について

みやき町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 を次のように定めるものとする。

平成30年 6月 4日提出

みやき町長 末 安 伸 之

提案理由

この議案は、任期付職員について、相当の期間任用される職員を就けるべき業務に従事する職というその性質に鑑み、みやき町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものである。

みやき町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する 条例

みやき町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成29年みやき町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第7条の前の見出し及び同条を削る。

第8条に見出しとして「(給与に関する特例及び適用除外)」を付し、同条第1項中「対する給与条例」を「対するみやき町職員の給与に関する条例(平成17年みやき町条例第35号。以下「給与条例」という。)」に改め、同条を第7条とする。

第9条を第8条とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年7月1日から施行する。

(任期付職員に係る号給の切替え)

- 2 平成30年7月1日(以下「切替日」という。)の前日において、改正前のみやき町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第1項及びみやき町職員の給与に関する条例(平成17年みやき町条例第35号。以下「給与条例」という。)第6条第10項の規定により給与条例別表第1の行政職給料表の再任用職員の欄の適用を受けていた任期付職員の切替日における号給は、給与条例第6条第2項の規定に基づき決定する。
- 3 前項の規定により、その者の受ける給料月額が切替日の前日において受けていた給料 月額に達しないこととなる者には、平成35年3月31日までの間、給料月額のほか、その 差額に相当する額を給料として支給する。

(規則への委任)

4 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

みやき町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表 改 後 正. 改 TE. 前 (給与に関する特例及び適用除外) 第7条 第2条及び第3条の規定により任期を定めて採用された 職員(以下「任期付職員」という。) に対するみやき町職員の 給与に関する条例(平成17年みやき町条例第35号。以下「給与 条例」という。)第6条第10項の規定の適用については、同項 中「法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第 1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任 用職員」という。)」とあるのは「任期付職員」とする。 (給与に関する特例及び適用除外) (新設) 第7条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員(以下) 第8条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員(以下 「任期付短時間勤務職員」という。)に対するみやき町職員の 「任期付短時間勤務職員」という。)に対する給与条例 給与に関する条例(平成17年みやき町条例第35号。以下「給与

第7条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)に対するみやき町職員の給与に関する条例(平成17年みやき町条例第35号。以下「給与条例」という。)第7条、第12条及び第15条の規定の適用については、給与条例第7条中「法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)」とあるのは「任期付短時間勤務職員」と、「前条第10項の規定にかかわらず、同項の規定による」とあるのは「前条の規定により決定された」と、給与条例第12条第2項第2号及び第15条第2項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。

2 (略)

第7条、第12条及び第15条の規定の適用については、給与条例第7条中「法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)」とあるのは「任期付短時間勤務職員」と、「前条第10項の規定にかかわらず、同項の規定による」とあるのは「前条の規定により決定された」と、給与条例第12条第2項第2号及び第15条第2項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。

2 (略)

(委任)

第8条 (略)

(委任)

第9条 (略)

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年7月1日から施行する。 (任期付職員に係る号給の切替え)
- 2 平成30年7月1日(以下「切替日」という。)の前日において改正前のみやき町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第1項及びみやき町職員の給与に関する条例(平成17年みやき町条例第35号。以下「給与条例」という。)第6条第10項の規定により給与条例別表第1の行政職給料表の再任用職員の欄の適用を受けていた任期付職員の切替日における号給は、給与条例第6条第2項の規定に基づき決定する。
- 3 前項の規定により、その者の受ける給料月額が切替日の前日 において受けていた給料月額に達しないこととなる者には、平 成35年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当す る額を給料として支給する。

(規則への委任)

4 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。